

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画 1 の別に定める 「くろまぐろ」について

(第 5 管理期間)

令和 2 年 2 月 12 日公表

第 1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

本県では、くろまぐろは、主にまぐろ養殖用の種苗供給を目的として夏季の宇和海において曳き縄釣り漁業を中心に漁獲されおり、本県のくろまぐろ養殖を支える重要な資源である。

このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち、本県の知事管理量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。

本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり、本県の知事管理量に近づいた場合はその旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。

また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データ又は知見の蓄積を図るため、本県水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

第 2 くろまぐろの漁獲可能量について愛媛県の知事管理量に関する事項

本県の平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの知事管理量は次のとおりである。

	知事管理量	知事管理量のうち 留保する量
くろまぐろ 30 キログラム未満の 小型魚（以下「小型魚」という。）	9. 5 トン	1. 1 トン
くろまぐろ 30 キログラム以上の 大型魚（以下「大型魚」という。）	6. 0 トン	1. 0 トン

ただし、我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

また、国の基本計画において本県の知事管理量が変更された場合は、追加分は留保し、削減分は種類別又は期間別の割当量、留保量の順に減じる。

上記のほか、留保量については、くろまぐろの採捕状況に応じて知事が配分し、関係機関に周知するとともに、ホームページで公表する。

知事管理量の変更及び留保量の配分については、直近の愛媛海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

1 採捕の種類別の割当量

採捕の種類別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚
漁船漁業等の割当量	7.6トン	5.0トン
定置漁業の割当量	0.8トン	

2 採捕の期間別の割当量

採捕の期間別の割当量は次のとおりである。

(1) 小型魚に係る漁船漁業等の期間別の割当量

採捕の数量及び期間	小型魚
漁船漁業等の割当量	7.6トン
うち31年 4月から 6月	3.0トン
7月から 9月	2.4トン
10月から12月	1.0トン
32年 1月から 3月	1.2トン

(2) 小型魚に係る定置漁業の期間別の割当量

採捕の数量及び期間	小型魚
定置漁業の割当量	0.8トン
うち31年 4月から 6月	0.2トン
7月から 9月	0.2トン
10月から12月	0.2トン
32年 1月から 3月	0.2トン

(3) 大型魚に係る期間別の割当量

採捕の数量及び期間	大型魚
31年 4月から32年 3月	5.0トン

(注1) 定置漁業とは漁業法(昭和24年法律第267号)第6条第3項に規定する定置漁業、同条第5項第2号に規定する第2種共同漁業(定置網を使用するものに限る。)及び愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第7条第20号に規定する小型定置網漁業をいい、漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業及び遊漁をいう。

(注2) 種類別又は期間別の採捕の数量は、翌期間の最初の月の末日までに確定し、小数点第2位以下に端数がある場合は切り上げるものとする(以下「確定値」という。)。小型魚については、採捕の種類別又は期間別の割当量から確定値を差し引いた数量(以下「残枠」という。)の1割を留保し、残枠から当該留保を減じた量(以下「繰越枠」という。)を翌期間の種類別又は期間別の割当量に加えるものとする。なお、留保に小数点第2位以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。確定値及び繰越枠は、翌期間の最初の月の末日までに関係機関に周知するとともにホームページで公表する。

本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類別又は期間別に法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告について

(1) 報告の基準

各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業種類	報告基準
漁船漁業等	1隻/日又は1か統/日当たり100キログラムを超える量の採捕
定置漁業	1か統/日当たり50キログラムを超える量の採捕

(2) 報告の体制

(1) の本県への一報は次の体制により行うものとする。

漁業者の段階	漁業協同組合の段階	本県
各漁業者は漁協担当者に電話連絡	漁協担当者は参事等責任者に電話連絡	参事等責任者は所轄水産課に電話又はFAX連絡

※各漁業協同組合は、漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※本県は、各漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

（３）緊急管理措置

（２）の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に、直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は次のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	・当該漁業協同組合は、所属組合員に対して大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの期間、漁業者についてはくろまぐろ目的の操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合については荷受けの自粛。
定置漁業	・当該漁業協同組合は、所属組合員に対して大量入網があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの期間、漁業者については生存個体の放流、くろまぐろ入網判明時の網の開放や臨時休漁、漁業協同組合については荷受けの自粛。

（４）国への報告

本県は、１日０．５トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

２ 採捕の数量の公表等について

本県は、法第８条第２項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超える恐れがあると認める場合として、本県の第２の小型魚若しくは大型魚の別（留保の数量を除く）又は第３の小型魚若しくは大型魚の別の種類別又は期間別の数量の７割を超え、又はその恐れがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の７割を

超え、又はその恐れがあると認めて農林水産大臣から当該採捕の数量が公表された時点で本県の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の公表とする。

3 早期是正措置について

本県は、2の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を漁業者等に対し講じるものとする。

(1) 小型魚

① 漁船漁業等

(i) 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・養殖用種苗の採捕を目的とした操業を抑制し、取引の対象とならない規格外の個体は放流する。
- ・これらの措置の実施を助言する。あわせて、漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(ii) 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・養殖用種苗の採捕を目的とした操業は自粛し、くろまぐろの採捕は混獲のみとする。
- ・これらの措置の実施を指導する。あわせて、漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(iii) 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、1日1人1尾混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げる。
- ・生存個体は全て放流する。
- ・これらの措置の実施を勧告する。あわせて、漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業

(i) 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・魚探等でくろまぐろが入網していないことを確認できる場合以外は、網起こし回数を平常時の5分の4に抑制する。
- ・これらの措置の実施を助言する。あわせて、漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(ii) 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・魚探等でくろまぐろが入網していないことを確認できる場合以外は、網起こし回数を平常時の2分の1に抑制する。
- ・くろまぐろを2日続けて採捕した場合は3日間休漁する。
- ・生存個体は全て放流する。

- ・これらの措置の実施を指導する。あわせて、漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(iii) 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・魚探等でくろまぐろが入網していないことを確認できる場合以外は、網起こしをしない。
- ・これらの措置の実施を勧告する。あわせて、漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 大型魚

- ・くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、生存個体は全て放流する。
- ・これらの措置の実施を勧告する。あわせて、漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

4 その他くろまぐろの保存及び管理に関する事項について

本県は、県内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、県内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。

特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、ホームページ等を通じてくろまぐろの管理状況や取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

本県の採捕の数量が第2の小型魚若しくは大型魚の別の数量(留保の数量を除く)の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

本県の採捕の数量が第3の小型魚若しくは大型魚の別の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、小型魚若しくは大型魚の別の種類別又は期間別に法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。なお、本県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、必要な期間の採捕の停止命令をする。

我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

2 その他採捕の停止命令に関すること

遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれており、採捕の停止命令は当該都道府県の水面での遊漁も対象となることから、漁業者に対し管理の取組を指導した際は、遊漁者に対しても同様の指導を行う。